

改正

平成19年 4 月 1 日
平成20年 4 月 1 日
平成22年 4 月 1 日制定
平成25年10月 7 日要綱第47号
平成31年 4 月 1 日要綱第47号
令和 4 年 3 月 1 日要綱第34号
令和 5 年 4 月 1 日要綱第44号

岩国市広告掲載要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び活力ある地域社会の実現を図るため、市の資産を広告媒体として活用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 市が発行する広報紙及び刊行物
 - イ 市のホームページ
 - ウ 市で使用する封筒その他印刷物
 - エ 市の財産
 - オ その他広告媒体として活用できると認められる市の資産
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告掲載の基準)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
 - (4) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
 - (5) 講演会、研修会、シンポジウム、演奏会、記念事業、芸術・文化祭、スポーツ大会等の各種イベント（以下「イベント」という。）に関するもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適切でないと認めるもの
- 2 前項第 5 号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するイベントに関する広告は、広告媒体に掲載するものとする。
- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人が主催し、又は共催するイベントに関する広告
 - (2) 公共的団体等のうち市長が適当と認めるものが主催するイベントに関する広告
 - (3) 公の施設の指定管理者が主催し、かつ、当該公の施設で行うイベントに関する広

告

- 3 前2項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。
(広告媒体の種類等)

第4条 広告掲載を行う広告媒体の種類、広告規格、広告掲載位置、広告掲載料等は、別に定める。

(広告申込者の範囲)

第5条 広告掲載の申込みをすることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 企業若しくは個人の事業者又は商店街等の連合体
- (2) 公共団体その他これに類するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたもの

(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、原則として、公募により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 公募による応募者の数が募集の数に満たない場合
- (2) 広告代理業を営むものをして募集させる場合

- 2 前項に定めるもののほか、広告媒体ごとの募集方法については、別に定める。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、岩国市広告掲載申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、広告掲載等の申込みがあったときは、広告掲載の可否を決定し、その結果を岩国市広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により広告掲載希望者に通知するものとする。

- 2 市長は、掲載の決定を行うに際して、広告の内容、デザイン、形状、材質等の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

(広告掲載の順位)

第9条 同一の広告媒体について掲載希望者が複数ある場合は、掲載する広告の順位は、次に掲げる順序とする。この場合において、同一の広告の掲載位置に2つ以上の申込みがあるときは、抽選により決定する。ただし、競争入札又は企画コンペ方式を採用する場合は、この限りでない。

- (1) 1順位 市内に事業所等を有するもの
- (2) 2順位 前号に掲げる以外のもの

(審査会の設置)

第10条 広告掲載に関し、次の事項を協議するため、広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- (1) 広告掲載基準等に関すること。
- (2) 広告掲載に係る決定が困難な広告掲載に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告掲載に関し必要と認める事項

- 2 審査会は、会長及び委員をもって組織する。

- 3 会長は、副市長をもって充てる。

4 委員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 総合政策部長
- (3) 市民協働部長
- (4) 文化スポーツ振興部長
- (5) 環境部長
- (6) 福祉部長
- (7) 健康医療部長
- (8) 産業振興部長
- (9) 農林水産部長
- (10) 建設部長
- (11) 都市開発部長

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審査会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、政策企画課において処理するものとする。

(広告掲載料の納付)

第13条 広告掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、市長が別に指示する期日までに、広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 広告主又は広告内容を不相当と判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告主にその旨を通知しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第15条 納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を還付するものとする。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告代理店等への業務の委託)

第17条 市長は、第6条、第7条、第13条及び第14条に規定する業務を広告代理店等に委

託することができる。

- 2 広告代理店等の選定及び広告代理店等による広告掲載の取扱いに関する事項については、別に定める。

(物品による受入れ)

第18条 市長は、広告掲載希望者が作成する封筒その他の広告が掲載された物品を受け入れることができる。

- 2 前項の規定による物品の受入れについては、市長がその可否を決定するものとする。
- 3 第1項の規定による物品の受入れについては、公募により行うことができる。この場合においては、この要綱の規定を準用する。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。
(岩国市ホームページ及び広報誌に掲載する広告に関する要綱等の廃止)
- 2 岩国市ごみ収集カレンダー及びじんかい収集車に掲載する広告に関する要綱（平成18年6月1日制定）及び岩国市ホームページ及び広報誌に掲載する広告に関する要綱（平成18年8月1日制定）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に、岩国市ごみ収集カレンダー及びじんかい収集車に掲載する広告に関する要綱（平成18年6月1日制定）及び岩国市ホームページ及び広報紙に掲載する広告に関する要綱（平成18年8月1日制定。以下これを「旧広告掲載要綱」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日前に、旧広告掲載要綱の規定により課した、又は課すべきであった広告掲載料の取扱いについては、旧広告掲載要綱の例による。

附 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日制定）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月7日要綱第47号）

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日要綱第47号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月1日要綱第34号）

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日要綱第44号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（宛先）

岩国市長 様

（申込者）所在地又は住所
事業所（団体）名
代 表 者 名

（連絡先）担 当 者 氏 名
電 話 番 号 :
F A X :
E - m a i l :

岩国市広告掲載申込書

広告を掲載したいので、必要な書類を添えて次のとおり申し込みます。

1 広告媒体

2 広告の内容（掲載位置及び規格等）

別紙 添付資料のとおり

年 月 日

様

岩国市長

岩国市広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました への広告掲載について
では、次のとおり決定しましたので、通知します。

- 1 決定区分 ☐ 掲載する
☐ 掲載しない

理由：（ ）

2 広告媒体

3 広告掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 広告の内容（掲載位置及び規格等）

5 広告掲載料 円

6 納付期限・納付方法

7 その他注意事項等